

愛知大学と愛知県立津島高等学校との連携に関する協定書

愛知大学（以下、「甲」という。）と愛知県立津島高等学校（以下、「乙」という。）は、相互の教育及び研究に係る交流・連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、交流を深めることにより、甲乙における教育内容の充実と学生及び生徒の資質向上を図ることを目的とする。

（交流・連携事項）

第2条 前条の目的を達成するために、甲及び乙は次に掲げる事項において交流・連携する。

- (1) 甲及び乙における教育内容の充実に関する事項
- (2) 学生及び生徒の資質向上に資する活動に関する事項
- (3) その他、双方が協議し同意した事項

（窓口）

第3条 本協定に基づく交流・連携の推進のため、双方に事務担当窓口を置くものとする。

（経費）

第4条 本協定に係る連携事業を実施するにあたっての経費処理については、その都度、甲乙誠意をもって協議し、合意のもとで事業を実施するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定による連携において知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩してはならない。また、本協定の履行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定終了後においても、なお効力を有する。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、2027年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合には、有効期間満了日の翌日から起算して2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保管する。

2025年6月18日

甲 愛知県豊橋市町畑町1-1
愛知大学 学長

広瀬 裕樹

乙 愛知県津島市宮川町3-80
愛知県立津島高等学校 校長

川手 文男